

〔資料紹介〕

土屋喬雄の石神調査ノート (四)

—— アチックミュージアムによる石神調査の再考に向けて ——

高橋 正也*・三須田 善暢**・庄司 知恵子***・林 雅秀****

キーワード 石神、土屋喬雄、有賀喜左衛門、アチックミュージアム

本稿は、前回（林ほか 2012）に続く経済史家・土屋喬雄の旧安代町石神調査ノートの翻刻である。このノートについては前回までの翻刻解説をご覧いただきたい。本稿で石神部分の記述については終了となる。

われわれがこのノートを翻刻しようと思った理由は、石神を調査した農村社会学者・有賀喜左衛門の研究（有賀 1967（初出は 1939 年））を相対化できるのではないかと考えたからである。その際には、有賀のモノグラフでおそらく大幅に省かれたであろう大屋斎藤家の漆器製造に着目する事が有力な手がかりとなるのではと考え、それに関するデータが経済史関係を担当した土屋の調査ノートにあるのではないかという期待を込めて翻刻作業に取りかかったのであった。

しかし、土屋の難解な筆跡を解説した結果、漆器に関するデータを一部見出せたものの、残念ながらそれほど多くは書かれていなかった。そのため、本来であればここで土屋ノート全体の解説と分析を執筆しなければならないが、現時点ではそれを充分にはなしえない。これまでにいただいた意見、他のデータなどを踏まえ、別稿にてこのノート全体の解説と分析をおこないたい。

今回翻刻する部分は、土屋自身によるページ数で 73-79 頁（ノート 1 冊目）および 1-21 頁（ノート 2 冊目、一部ページ数なし）である。

73-75 頁では名子の屋敷・屋敷地に関して、76-77 頁では石神ではなく浄法寺・小田島家の名子・小作人について、78-79 頁では産育儀礼や子ども・召使の世界、耕地・品種改良・塗物に関して記載されている。ノート 2 冊目には最初に心覚えか漆器のことが書かれており（頁数なし）、1 頁では漆器について、3-12 頁では中佐井の佐藤源八氏所蔵文書による諸物の価格について、13-15 頁では農具・販売野菜・炭焼・運送等の副業に関して、15-19 頁ではふたたび浄法寺・小田島家の名子・作子について、19-21 頁では講について記載されている。

土屋の筆跡は写真 1 にあるように達筆のため解説には苦勞した。不明な点も多々あり、誤って解説している箇所もあるかと思われる。気がついた点については御指摘をいただきたい。

翻刻にあたって留意した点は以下の通りである。

- ・ノートは縦書きで、上部に罫線を挟んで余白がある。上部の余白に記述しているは原則上部に記載するようにした。
- ・ノートには指示や挿入などを表す多くの線が引かれているが、一部のものを除き表記していない。
- ・指示線で補足説明をしている箇所、および挿入をしている箇所は、原則として【】で入れ込んでいる。挿入箇所にさらに挿入している場合

* 鳥根県中山間地域研究センター 〒 697-1211 鳥根県浜田市弥栄町長安本郷 542 番地 1

** 岩手県立大学盛岡短期大学部 〒 020-0193 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字菓子 152-52

*** 岩手県立大学社会福祉部 〒 020-0193 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字菓子 152-52

**** 森林総合研究所東北支所 〒 020-0123 岩手県盛岡市下厨川字鍋屋敷 92-25

はさらに【】で入れ込んでいる。ただし古文書の場合は原則として入れ込むことはせず、指示線等も表記した。

- ・本文で改行している箇所は原則として改行した。
- ・指示線や文の内容などからみて続いていると思

われた箇所はつなげて表記した。

- ・不明な箇所は□にしている。
- ・抹消部分も多くあるが、それは特に復元していない。抹消した上に新たに書き込んだ文字もそのまま表記している。

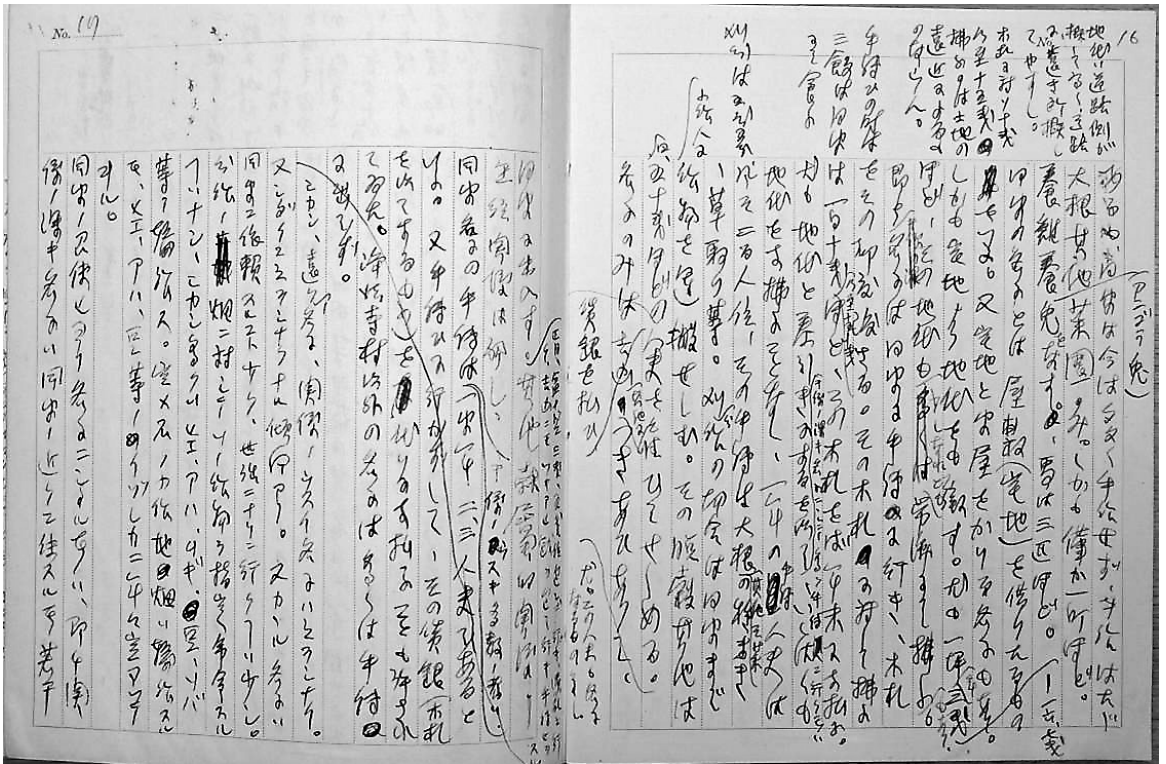
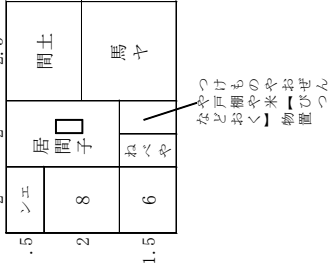
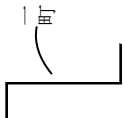


写真1 土屋ノート2冊目原本 (土屋のページ数で16-17頁)

<p>73</p>	<p>○ 小作人及び名子のすけの日数、小作人をつかうのは、田うち、薪切り、田の草取二回畑まき、【いね】かり、いね上げ、いねこき一人位、年一家カラ十人位、名子は約二十人夫。</p> <p>○ 一人役、かす場合より二人役かす場合が二倍かといえは必ずしも然らず、又か又かといふことになり、とかく一【人】役の方は少く人夫をとることとなる。地人はそれ故タクサン土地をかしたがるぬ。</p> <p>○ 石神地方ではオーヤで名子をもつてゐる場合でも地頭と云はず、地主といふ。名子所有者と小作人をもつ者との間に区別はなし。</p> <p>○ 名子自身は屋敷は自分のものとしてほしいといふ考へがある。しかし、</p>
<p>74</p> <p>ヤシキ</p>	<p>田屋で何十年となく、名子に畑の取り入れものを全部くれてゐた。三分一かとることにした。ところがそのうち是非今年だけくれてくれと云うものがあり、くれたら他にもくれてやらなければならなくなつた。</p> <p>○ 【名子主】によつては【名子に】まるどりの土地をかし与へず、全部分けどりにする場合あり。しかし名子にはやしきをただかしてあるために、すけの分量は分作の場合より多し。</p> <p>○ 開コンシタクトフノブ、土地ヲカシテ下サイトイフガアル。カイコンシタル時ハ三年間ハタダトラセ其後本畑ニナルマデ三分一ヲ分ケル。本畑ニナル場合半分トルリケダカ、カノル場合永久三分一シカトラヌ場合多シ。</p> <p>【やしきには若干】野菜をつくる土地が付属す。もし野菜をつくるところがやしきない場合には、野菜をつくる所をただかしておく。</p>

<p>75</p> <p>維新前</p>	<p>六畝六歩最大、六畝二歩、五畝【十八歩、五畝十一歩、それ以下四畝まで。三畝代もあるが、普通は五畝から四畝】(*1)</p> <p>名子へ与へる家ハ五間と三間が普通。しかし</p> <p>【オーヤの】やしきは近頃つめた。</p> <p>中佐井のオーヤで近年二人名子を出した。その家ハ二つとも全く同じ。</p> <p>四間半に六間半。</p> <p>便所ハ別。</p>  <p>オーヤノ名子ノ家ニ一番大キナモノハ</p>
<p>76</p> <p>日露戦争へ出タ、 出征中西洋 料理ヲ稽古 シタ。</p> <p>一町</p> 	<p>○ 石神にては曆は舊曆、市日のみ新。</p> <p>○ 浄法寺小田島家、【当主ハ五郎、其山ト号ス、俳人【弓、才茶、花活ケハ上手】】</p> <p>名子ニ限ラズ、小作人モ【一日一枚ソツ】札ヲ貰ヒテ、ソレニ対メ(*2)</p> <p>貸銀ヲ貰ウ。貸金ヲ貰フノハ年末。</p> <p>カリタ土地ハ売買シテ登記ヲラケル、(地上権)</p> <p>ソノトウキハソノ家ヲスル。</p> <p>名子ハ数千入、一町中ニタダ一軒名子デナ</p> <p>イノガアルトイハレテキル。作子ハ【他県】他郡ニモアル、三戸郡、鹿角郡、野辺地ニモアル。浅虫ニモアル。九ノ戸、岩手郡ニモアル。酒ヤヲヤメタノハ大正ノ初メ頃、作子ハ三百人位アルト云ハル。</p>

<p>77</p>	<p>作子ハ田ノ方ハ横見ヲシテ、定率小作、 小作人ニ農作物ノ出品ヲサセ品評会ヲシテ 賞品授與式ヲ盛大ニヤル。農作奨励、 馬鈴薯ノ種ヲ村ノ小作人ニ与へ、作付ヲ奨 励シ、出品サセル。ソノ際イモ料理ヲツクリ、 小作者及ヒ郡長ヤ審査員、縣庁ノ 人ナドニ御馳走ス。ジヤガイモヲ御飯ノ カテニスルヤウニキザミ、ホシテヒエニ代用 スルヨウニスル。ニシメニモイモヲ使フ、餅ニ モツカフ。賞品ニハイモヲキザムキカイ ヲ與ヘル。米粉(*3)大ニ切ル。 銀ハ五錢位。三十年—四十年 頃ノ事。大テイノ賞品ハ女ノ台所ニツカフ モノ、ソレハ妻ガヨロコバナケレバ成積ガ上ラヌ。</p>
<p>78</p> <p>召使</p>	<p>○ 産婆ハ子【ナ】サセバアサマ、正月ニ取り上ゲラレ タ子ハ年礼ニ行ク。オ金五錢カ十錢モツテ ユク。枕引(*4)ニ五十錢乃至一円クレタ。</p> <p>○ 徳川時代産界制限、生レタ子供ハツト(*5)ニ包 テ河ニステタ。ソレガ盛ンデアツタ。明治 以後ニモ【十年頃マデハ】盛ンデアツタ。養育ノデキナイモノ ガ之ヲナシタ。 オーヤノ召使ノ中デ乳呑界デツレテ来タノ ガアルガ、ソレハツトニサレル所デアツタノ デオーヤデ可哀サウニ思ヒ家ニツレテ 来テ、オーヤノ主婦ガ乳ヲ与ヘタリシタ。 嘉太郎ガソレ(*6)。</p> <p>○ ト【リ】ゴ(*7)ハ病氣ヲ弱イ子供ヲ山伏ニトリゴニケル ルノデアル。山伏ノ子供トメキトウラシテ貰 フ。イタコニモトリゴニヤル。イタコ ハ三年ニ一度位来ル。女ノ眞子ニコノヤウ ナモノ。</p>

<p>79</p>	<p>○ 名子ヤ作兒ノ仲間ニヨバヒナドガ行ハレタシ、召使ノ間ニヨバヒガ行ハレタコトモアル。</p> <p>○ 子供ノ仲間、子供ダケテオ参リスルヤウナコトハナシ。</p> <p>○ 名子ガ耕地ヲ修繕スルニ材料ガ必要ナル時ハオーヤニ頼ミニ来ル。作子モ頼ミニ来ル。カ、ル時ハオーヤガヤル。</p> <p>○ 品種ノ改良ナドノ時ニハ名子ヤ作兒ニ対シ名子ニ注意シタリ、指導シタリスル。農業ノ技師ナドカラ聞イテ注意シタリシタ。今ハ技師ハナシ。督励委員ガアル。部落々々ニオイテ囑託スル。</p> <p>○ 他所カラ来タモノガ土着シタトイフ例ハ殆ンドナシ。</p> <p>○ 塗物ヲスル者ハ十二月十三日ニ【室神様】拜ム。糶ヲ作ル者モ室ヲ拜ム。オニキト燈明ヲアゲテオガム。(* 8)</p>
<p>(* 9)</p>	<p>? . . 七八九頁 松 林学博士 . . . 漆器ノ問屋制ノ事 . . . 八六一頁 権罪?</p>

<p>1</p> <p>石神アハ榎屋 (酒屋)モ行商 ノミセリ。</p>	<p>○ 明治ノ中頃マデハ加賀屋(石神オイヤ)自分ノ家ヲ塗物ヲ作ツタホカ、石神、中佐井、土沢、【岩木】門崎、岩屋【下藤】等ノ【豊家ヲ副業ニ主トメ、冬期ニ製造、名子ノ者モアツタ。】製造家ニ原料道具モ供給シテ製造セシメ工賃ヲ拂ヒ集メ【テ行商セリ。】</p> <p>シカシノ頃ヨリシダイニカナル制度スタレタ。モト下請ニヤレルモノハ炭焼ノ方ニ転業セルモノ多シ。</p>

<p>2</p>	
<p>岩手県三戸 郡荒沢村 中佐井 佐藤源八 氏所蔵 氏の父の 覚書の 一節</p>	<p>慶應二とら七月 慶應元丑頃と 諸万事高直 (*10) 二付 直段書覚帳 歳 山源机 一 覚 一 老實文二付五六月頃相場 玄米三升五六合と七八合迄 九月二至て三升位と二升七八合迄 白米貳升五合位と 三升位迄 粉粟三升五合位 粉稗壹斗七八升 蕎麦 大豆 五升三四合迄</p>
<p>3</p>	

<p>4</p>	<p>小豆 五升 麦 六升位 五升七八合 大麦 七升位 糶 壹升三百八拾文位 もら白米 壹升 四百五十文 石神升藏二而 八月頃</p> <p>一 木綿類 上 壹反二付 壹匁壹分位 中 同断二付 壹匁位 中ノ下 同断二付 三歩三朱位 下 三歩位</p> <p>尺寸切 壹尺二付 上 貳百五六十文位 中 貳百文位 下 百七八十文位</p>
<p>5</p>	<p>一 肴類 一 鱒 壹丸二付 五百五十文位 貳朱位迄 一 半身鱒 三朱位 余ハ是ニ准シ</p> <p>一 木地類 壹引二付 並木地 壹朱 五寸 同断 菓子盆 同断 常キ 貳匁三百文位 壺 壹匁四百文 かが成吸わん 同断 余ハ是ニ准シ</p> <p>一 白檀 壹升四百六拾文 是ハ一戸町二而 九月頃</p>

<p>6</p>	<p>一 玄米貳升貳三合 壹貫文代 同断ニ而</p> <p>一 白米壹升八九合 同断 同断ニ而</p> <p>一 駄ちんせん 浄法寺迄 五百文位 新町迄 壹朱位 寺田迄 壹分位 田山迄 壹貫三四百文</p> <p>余ハ是ニ准シ</p> <p>一 酒一升二付</p> <p>一 清 六百文 九月未頃ニ至老貫三拾二文位ニ成ル</p> <p>一 濁 四百文</p> <p>余ハ是ニ准シ</p> <p>一 塗物類</p> <p>一 五キ老駄二付</p>
<p>7</p>	<p>上 三十四五文 中 三十文 下 二十八九文位</p> <p>余ハ是ニ准シ</p> <p>但此等塗物間屋 御城下本丁屋 廣治</p> <p>ヒ仰付候而出店荒屋町江出候而大々 ぬり物直段下直ニ相成候様ニ相見得 申候</p> <p>一 塩老駄 壹兩老米方段々壹兩二朱位迄 浄法寺ニ而九月十二日市日ニ而</p> <p>一 御蔵米壹駄 代七匁貳分</p> <p>森岡ニ而新米出来候而段々高直ニ相成 候由。</p> <p>十月十日 田子衆方承候</p> <p>一 初榎 壹貫文代十月老斗位</p>

<p>8</p>	<p>十一月 一 糶米升 五百文づつ 馬場万九郎二而 (だい) 大金で米は くはれぬ (と) 二十なれば (は) (とに) 諸士八十二かく しに 町家四二ぎる ◎ 前文のなげき事では 五節句の いはひも (む) 六つかしく (せう) なりま小 右は米卯大小米の直段引くらへ</p>
<p>9</p>	<p>御城下参候 慶應二年寅十一月 此年十二月十六日の夜 赤き雪降申候 何れ成哉 卯年都会の世の中より 慶應四辰年 明治元年成十二月既元 一 九貫六貫文 金耨問 所二より両替様々 鹿角通十八貫位有之趣 御城下二而十三貫六百文之趣 七月頃 一 玄糶米 二升 鹿角花輪二而 是八岩屋二而買入参候趣 七月十二日事</p>

<p>10</p>	<p>一 緋巻丸 浄法寺二而 巻貳百文位 格下之品 八百五十文位も有り 八月少々下りめに相成申候</p> <p>明治己年</p> <p>一 巻貫文二付 白米一升 糯白米八合位 白粟 壹升貳三合 粃稗 五升位 六升余迄 大麥 三升五合 蕎麥 三升 右六月頃直段書也</p> <p>一 緋巻丸 三貫文位 尤上々</p>
<p>11</p>	<p>一 木綿巻尺二付 四百五六十文位 格下之 並 五百文位 上々直 がつきなし</p> <p>一 三尺手拭巻筋 巻貳百文位 尤上 五拾文迄</p> <p>八月</p> <p>一 白米壹升 巻貫文 福岡二而 八月十三日朝承ル</p> <p>一 同巻升 貳貫五百文 野辺地二而 八月十四日承り口</p> <p>八月</p> <p>一 粃稗壹升 四百文 一戸三而 田茂 榎屋二而</p> <p>一 粟壹升 巻貫六百文 同 斷</p> <p>一 白米壹升 巻貫文 花輪二而 九月口頃 同処二而 米壹升</p>

<p>12</p>	<p>は大妻志升取替 御師山ニ而 米志升と栗貳志升ト取替候也</p> <p>一 根花（アラビノ根ヨリ取ル澱粉） 七百文</p> <p>一 米志駄 花輪に而 九貫文位</p> <p>明治二 年二月廿六日 話し書記</p>
<p>13</p>	<p>○ 名子テ自分ニテ馬ナドヲ買ヘル時ソノ鞍ナドニ ツキオイヤノ助ケヲカリルヤウナコトハナシ。</p> <p>○ 稲コキ【ヤ改良スリウス、殿粉トル機械】ナドノヤウナ高価ナ農具ハ、 組ニテ買ツタリ、オイヤニカリテ来タリスル。</p> <p>○ ロノ辺ヲ特ニ沢山ヲキテ他ヘ売ルタメニ 多クツクルモノハ玉ナデアル。コレハオイヤモ名子 モ作子モ多クツクツテ売ル。【栗、胡桃モ外ヘ売ル。【ブドウ汁、蜂蜜 モ外ヘ売ル。】ソノ他ハ自給ノ ハンキ。</p> <p>栗【、胡桃】ハ国有林ニ有リ、ミヲヒロフコトハ差支ク ハナシ。コレヲ名子ヤ作子ガ大イニミヲトル。 採集ダケハ許サル、枝ナドヲ挽スル事ハ許サ レス。昔ハ栗ハ一人ニ三斗モトレタモノ。</p> <p>○ 炭焼ハ焼方ニツイテモ運搬ニツイテ モ手間カセギヨスル、年中ヤツテキル。</p>

<p>14</p> <p>養豚モアル。</p>	<p>山ノ木ヲ買ツタ人が焼賣ヲハラヒ、運搬料ヲハラフ。焼人モ運搬人モ別々、運搬モ道路マデハコブノト更ニ道路カラ停車場ヘウンパンスル者ト別、炭焼ノ最モ多クヤルノハ冬、運搬モ楽、ソリデスル。一俵ヤイテ【十五】二十銭位、運搬ハ時ニヨリ、遠近モアリ異ナルガ、相当ニヨイ副業、養兔モ盛ンニ行ハレテキル。</p> <p>○ 長子相続。</p> <p>○ 御飯をよそつてやるのは、主婦、嫁を貰ひ、よめが子供をもつと嫁がよそつてやることとなる。</p> <p>○ 米俵ニ入レテ保存スル事ハナシ、カマスニ入レテ箱へ入レル。カマスハ内職ニナル。米がよそへ出ないから、俵へ要らず、かへつてよそから買つて俵が来る位のもの。カマスも一俵ニ俵といふ。地主ノ家ヲハ米ヲウルガ</p>
<p>15</p> <p>八月五日 回家を訪タ</p>	<p>ソレモ、買フ商人が袋を持ツテ売りに来る。</p> <p>○ 召使ノ女ヲヨメニヤル時ハ一通リノ仕度ヲシテヤル、名子ニヤルコトモアリ、作子ニヤルコトモアリ、他村ノ全ク手傳キナキ所ヘヤルコトモアリ、吉凶等ニ手傳ヒニ来ルガ、農事ニツイテハスケハセス。</p> <p>○ 浄法寺村小田島家当主ハ五郎六十一才位。この家は旧幕時代(中期か)花輪の小田島家から分家せりといふ。士族【舊幕時代】から酒屋を営む、【故に屋號酒屋】酒屋をやめたるは凡そ三十年前。二戸第一の大地主。その土地は浄法寺村のみならず、二戸郡のみならず、遠い事もあり。浄法寺の百姓は多くは回家の名子なりと傳ふ。五百戸ほどの名子ありと。又作子も凡そ五百戸。その中半は刈分、半は定め石なり。召使は二十人程</p>

<p>16 地代ハ道路側が概して高く、道路に、遠き所概してやすし。 木札に対メ十錢乃至十五錢 拂ふのは土地の遠近によるものならん。 手傳ひの時は三飯は同家にて食ふ 刈分は五分五分</p>	<p>あるも、同家は今は多く手作せず、手作はたゞ大根其他菜園のみ。しかも僅か一町ほど。 養雞養兎【アングラ兎】をなす。馬は三匹ほど。 同家の名子とは屋敷(宅地)を借りたるものをいふ。又宅地と家屋をかりる名子もあり。 しかも宅地より地代をも徴す。尤も一坪【年】三錢【一六、七錢】ほど、その地代も【少しなれども】労働にて拂ふ【もあり】。 即ち名子は同家に手傳に行き、木札をその都度渡さる。その木札に対して拂ふは一日十錢【乃至十五錢】ほど、この木札をば年末に支払ふ。 尤も地代と差引きにするを以て【手傳ノ深キ名子ニシテ多ク手伝ニ行クモノハ】、いくばくも 地代を支拂ふことなし、一年の手傳人夫は凡そ二百人位、その手傳は大根【其他之菜】の種まき、草取り等。刈【分】作の場合は同家まで【小作人に】作物を運搬せしむ。その脱穀其他は【四、】五十錢ほどの【賃銀を払ひ】人夫を雇ひてせしめる。【尤もこの人夫も名子なるもの多し】 名子のみは吉凶【其他に】つきあひあつて、</p>
<p>17</p>	<p>同家に入出入す。【正月、筭オド三錢、五錢位包シテ行き御礼三行ク、吉凶ニモツキアヒ錢ヲ包ミ行キ手傳ヒヲスル】其他隷屬的關係、主従關係は弱し。 同家名子の手傳は【手傳ノオスキ多數ノ者ハ】一家年二、三人夫であるといふ。又手傳ひに行かずして、その賃銀(木札を以てするもの)を代りに支払ふことも許されてゐた。津法寺村以外の名子は多くは手傳に出ず。 シカシ、遠ク【ノ】名子、關係ノウスイ名子ハ之ヲシナイ。又シダイニ之ヲシナクナル傾向アリ。又カハル名子ハ同家ニ依頼スルコト少ク、世話ニナリニ行ク事ハ少シ。 分作ノ畑ニ対シテソノ作物ヲ指定命令スル事ハナシ、シカシ多クハ、ヒエ、アハ、ムギ、豆、ソバ等ヲ輪作ス。定メ石ノ小作地畑ハ輪作スルモ、ヒエ、アハ、豆等ノイヅレカ二年々定マツテキル。 同家ノ召使ヒヨリ名子ニシタルモノハ、即チ關係ノ深キ名子ハ同家ノ近クニ住スルモノ若干</p>

<p>18</p> <p>二戸地方では一般に刈分ケノコトヲ作子と云つてゐるが、作子といふ方が小作人といふよりもより隷屬的だなどといふことはない。又現に刈分を小作人ともいふ。</p>	<p>アレドモソノ數ハ數軒ニスギズ、同家ノ召使ヨリ獨立セル名子ニハ農耕以外、商業等ニ従事スルモノ多シ。</p> <p>カノル【手傳深キ農耕ニ【従事スル】】名子ニハヤシキ外家屋ヲモ与ヘラレタルモノアリ。</p> <p>手傳ヒスル事モ多クツキアヒ關係モ密ナリ。</p> <p>サレド、マル取りノ田畑ハナシ。</p> <p>同家ノ名子中大多數ヲ占ムル手傳ウスキ名子ハ、名子ノ名有スレドモ實質ニオイトテ刈分小作ト異ナル所甚タ少ク、又ホトンド異ナル所ナキモノアリトイフベシ。</p> <p>余は浄法寺村内某部落の某名子につき聞きただしたるに、自分の所にては地代(ヤシキニ対スル)を支払ひ、田畑の分作をするのみで、つきあひも深くせず、特別に何も世話になつてゐない。</p> <p>手傳によびに来て、その日の賃銀を払ふのみで、殆んど行かぬ。それでも宅地までも借りてゐるから名子と云はれてゐるが、名子だ</p>
<p>19</p>	<p>と云つても、作子以下の者に見られるやうなことは少しもないと云つてゐた。身分関係においても【殆んど】何等の差異がないやうである。</p> <p>○ クツフトン 冬ニハワラノ入ツタフトンヲシキネル。上中流ツツカフ。 下流ハタタワラノ上ニネルコトモアル。 上【中】流デハクツフトンノ上ニワタフトンヲシキネル。</p> <p>下流デハワタダケノ上ニネワタ(ボロヲアツクシタモノ)ヲシキ、ヨブスマヲカケル。ヨブスマアサヌノヤク、ボロキレヲ入レタモノ。シダイニワタノフトンヲ用フルヤウニナレリ。 クツフトンヲ上ニキテネルコトハナシ。 ヨブスマハ近頃ハホトンドミナイ。クツフトンハ今モアル。</p> <p>○ コンピラ講、上流ノ人達ガ入(*II)。ソノホカハ講講</p>

<p>20</p> <p>全ク自分ノ 家ノミテコシ ラヘル。</p>	<p>アリ、コレハ平等ニシテ家ノ順ニ頭屋トナル。 頭屋 (*12) ハ豆腐汁ニツニ季節々々ノ書物【、煮物、ワカメ】 色々【二、三品】コシラケ、八幡様ノ所ニ御馳走スル。 御酒ヲ一升ヲノム。ソレハ昔カラノ事。タダ拝シ テ御酒ヲイタダイテ解散ス。 毎月十五日ノオヒルヤスミニヤル。 三年ニ一度位ツツ当ル。不幸ノ出来タ家ハ一 ケ年遠リヨスル。出産ハ一週間位ヤスム。□ノ時 ニアタ 一戸カラ一人出ル、男分出テモヨク女分出テモヨシ、 始メハ女テモヨシ。主人ノミニ限ラズ、子供テモ ヨイ。 毎月ヤル所ハ少シ。 市兵エ時代ニ始マル。即チ幕末【ニ始マ】ル。 市兵エハ田丸トイフ草字デ、他カラ来タ人ラシ、 コノ人ハ村ノ世話係。コノ人ノ發□テ始マル。 最初市兵エノ時代ニ【毎月】ニ【十】文各戸ヨリ集メタ、</p>
<p>21</p>	<p>後二銭ツツ集メル。ソレヲ度シテ一升トナル。 ソレハ明治ニナツテカラノコト。今金ヲ集メル事 ハヤメタ。オーヤ以外ハ【拜殿ノ掃除ヲスル。】 今ハ当屋が拜殿ヘ上ツテトビヲヲヒラク。 (*13)</p>

【付記】

本翻刻の原本は一橋大学附属図書館に所蔵されている。また本稿は2009-11年度科学研究費補助金(林雅秀「森林資源の利用とネットワークダイナミクス」)による成果の一部である。

なお本ノート翻刻中の2011年8月に、石神の大屋斎藤福德氏がお亡くなりになった。われわれの安代地区再調査および漆器による地域おこしなどの企画についてご相談にのっていただいていたところの急逝であった。謹んでご冥福をお祈りしたい。

【注】

- 1) 有賀(1967:70)のサイモノバタの面積か。
- 2) ここは「シテ」という字であるが、それにあった字体がないため本稿では「メ」で代用している。
- 3) 「粉」と読めるが、「粒」の誤記かと思われる。
- 4) 有賀(1967:256)に関連した記述がある。以下同様。
- 5) 有賀(1967:257)。
- 6) 有賀(1967:258)。
- 7) 有賀(1967:257)。
- 8) 1冊目のノートはここで終了。
- 9) 2冊目のノートがここから開始。ページ数はない。
- 10) 「直」は「値」を意味すると解釈した。
- 11) 有賀(1967:251)。
- 12) 有賀(1967:248)に「トウは頭と書くべきであろうが、仮名で現わしておく」とある。
- 13) これ以降は九戸郡江刈村等についての記述が土屋のページ数で43ページまで続く。

【文献】

- 有賀喜左衛門, 1967, 『有賀喜左衛門著作集Ⅲ 大家族制度と名子制度』未来社。
- 林雅秀・高橋正也・三須田善暢・庄司知恵子, 2012, 「資料紹介 土屋喬雄の石神調査ノート(三)アチックミュージアムによる石神調査の再考に向けて」『総合政策』13(2), 岩手県立大学総合政策学会:171-90。